破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第３７号
宮城県登米市迫町北方字新谷地140番地
債務者　菅原　直人
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで　仙台地方裁判所登米支部

平成２９年（フ）第２号
函館市川汲町176番地１
債務者　小板　　弥
1　決定年月日時　平成29年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで　函館地方裁判所

平成２８年（フ）第３７７号
愛知県刈谷市丸田町２丁目４番地１
債務者　小川　俊一
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第３７８号
愛知県刈谷市丸田町２丁目４番地１
債務者　小川　京子
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第３８８号
愛知県岡崎市上六名２丁目５番地14　サンパレス岡崎公園　107
債務者　野口　賢一
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第３０９６号
大阪市都島区大東町３丁目３番22―403号
債務者　田村ちづる（旧姓宮脇）
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３６６号
大阪府八尾市上之島町南６丁目23番地の53
債務者　石原　　洋
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６４７号
大阪市東住吉区公園南矢田１丁目12番16―207号
債務者　櫻井　勇二
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６４８号
大阪市東住吉区公園南矢田１丁目12番16―207号
債務者　櫻井利惠子
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０１０号
大阪市中央区上本町西２丁目２番15―1006号トーエー第三ビル
債務者　松下　憲司
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３５５号
大阪市平野区瓜破２丁目６番35―102号
債務者　橋本利枝子
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３８６号
大阪府東大阪市吉田２丁目４番41号
債務者　武中　克行
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４０６号
大阪府豊中市螢池北町３丁目16番20―203号、前住所大阪府豊中市螢池北町２丁目１番25―104号
債務者　前川　陽子
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４１１号
大阪市東淀川区大道南１丁目13番５号　大道南ハイツ　３Ｂ号
債務者　長嶋　吉貴
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４６８号
大阪府豊中市旭丘11番12―716号
債務者　清水　仁美
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４８０号
大阪府大阪市平野区加美北７丁目１番30号
債務者　久龍多栄子
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７号
大阪市東住吉区杭全４丁目１番15―203号、前住所大阪市都島区中野町３丁目11番33号第二ロックマンション503号
債務者　屋宮　孝彦
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部